

「成育医療研究委託費による研究事業への厚生労働省職員の参加について」(平成19年9月12日 医政病0912001号)に係るQ & A集

Q 1 指定職及び行政職の職員の扱いはどのように考えればよいか。

A

指定職及び行政職の職員は原則として主任又は分担研究者となれないものとしませんが、病院又は研究を行う機関に所属する者であり、研究事業を遂行するためには余人をもって代替することが困難と運営委員会が認める場合に限り、主任又は分担研究者となれることとします。

なお、国立国際医療センター国際医療協力局に所属する指定職及び行政職の職員も、他の指定職及び行政職の職員と同様の扱いとします。

Q 2 医療職の扱いはどのように考えればよいか。

A .

通知の通り、病院に所属する医療職の職員は主任又は分担研究者になります。また、病院に所属しなくても、研究を行う機関に所属する医療職であれば、主任又は分担研究者となれるものとしします。

なお、国立高度専門医療センターは、その全体を「研究を行う機関」と見なします。

Q 3 福祉職の扱いはどのように考えればよいか

A .

福祉職の職員は、研究を行う機関に所属する場合は主任又は分担研究者となれるものとしします。

Q 4 任期付研究員の扱いはどのように考えればよいか。

A .

任期付研究員は、主任又は分担研究者となれるものとしします。

Q 5 過去に交付先の選定に携わっていた者の扱いはどのように考えればよいか

A .

厚生労働省本省の職員及び国立成育医療センター職員として成育医療研究委託費における委託先の選定に携わっていた期間から1年を経ない者は、下記の(ア)～(カ)に所属する者を除き、主任又は分担研究者となれないも

のとします。

なお「委託先の選定に携わっていた」者は、以下とします。

- ・医政局長、国立病院課長、高度・専門医療指導官
- ・国立成育医療センター総長、運営部長、政策医療企画課長
- ・成育医療研究委託費運営委員会の委員を務めていた者

- (ア) 厚生労働省の施設等機関（委託先の選定に携わった経歴によらず主任又は分担研究者になれない者を除く）
- (イ) 地方公共団体の附属試験研究機関
- (ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
- (エ) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
- (オ) 研究を主な事業目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人
- (カ) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人